

# PRTR届出の電子届出の活用

～約2か月後PRTR届出システムがリニューアルされ更に使いやすくなります！～

令和5年2月14日

NITE化学物質管理センターリスク管理課

# 独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）とは・・・

- 化学物質管理に関する
- 法施行支援
  - 技術基盤の整備と情報提供



化学物質管理

化学物質のリスク評価と安全管理を推進

国際評価技術

新技術の評価方法の確立により、  
新たなビジネス、産業の発展に貢献

nite

安全とあなたの未来を支えます

製品安全

より安全な消費生活用製品の普及によって  
安心な社会づくりに貢献

適合性認定

認定を通して製品などの信頼性確保を図り、  
産業活動の促進、安全な社会の構築に貢献

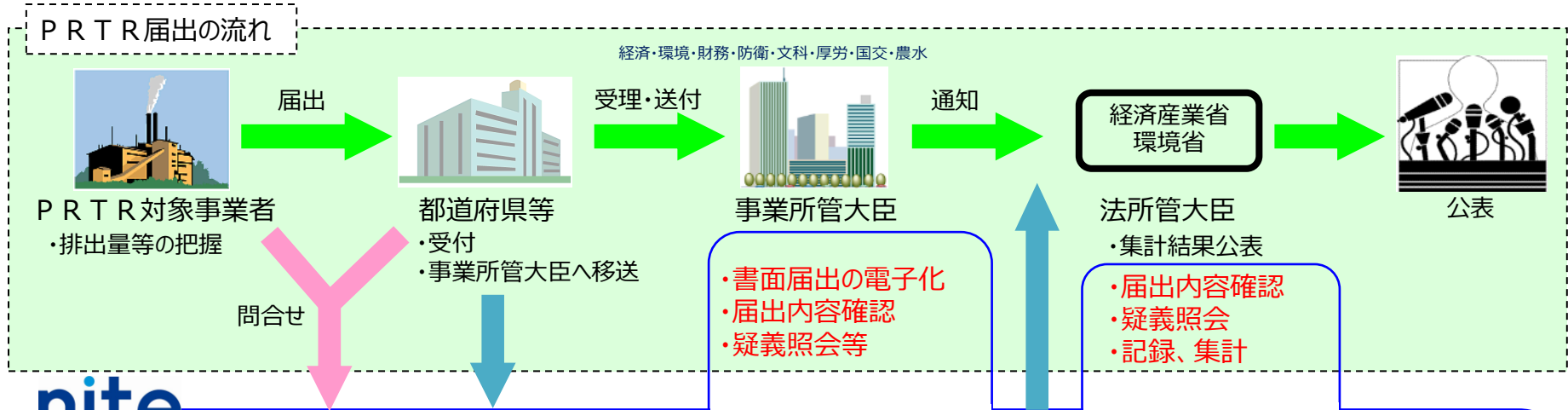
バイオテクノロジー

生物遺伝資源を産業に活かす

# PRTR制度におけるNITEの役割

## NITEの役割

PRTR制度に基づく届出の集計から公表に至る一連の事業を行う我が国の唯一の機関として、化管法の施行が円滑に施行できるように、以下のような業務を実施



nite

### PRTR届出関係業務

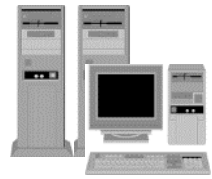
- \* 届出・記録・集計用電算機の維持、管理
  - ・電子届出システム、届出管理システム、ファイル記録システム（法第8条第1項の規定）、集計システム（法第8条第3項の規定）の開発、改良
  - ・システムの維持管理
- \* 届出データの内容確認、電子化
  - ・事業所管大臣の依頼により届出書の受理、内容確認、電子化、届出内容の疑義照会等を実施
- \* 届出データの記録・集計
- \* 公表用資料案の作成

### 化管法の普及啓発活動

- \* 問合わせ対応
  - ・届出要件、排出量算出等の技術的サポート
  - ・電子届出システム利用のためのサポート
- \* 問合わせ内容の整理
  - ・質問事項のとりまとめ

### 化管法関連情報の収集解析

- \* リスク評価
  - ・PRTRマップ（濃度マップ・排出量マップ）の作成
  - ・PRTRマップデータを活用したリスク評価の実施
  - ・地方自治体との連携によるリスク管理促進



# 電子届出のメリット

処理	電子届出	書面届出
1.届出書作成	基本情報は登録済 入力補助&ミス防止機能つき	手書き or word等（PCソフト） or 届出作成支援システム※で作成 ※当システムでの作成のみ入力補助&ミス防止機能つき。
2.届出書印刷	不要（印刷は可能）	必要
3.提出方法	届出システムからボタンをクリック！ <u>※新規届出提出の利用期間は、 4/1～6/30</u>	郵送（切手必要） or 直接自治体へ持参
4.照会	少ない <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">==期間限定== 令和4-6年度の電子届出のみ7/31まで</span>	多い 形式的な入力ミス
5.照会への対応	届出システムで回答 <u>（ご自身の都合のよい時間に回答可能）</u>	電話&FAX等で回答
6.過去の届出と比較	過去の届出データ（電子届出のみ）と比較可能。	毎年コピー（紙）保管なら比較可

# PRTRの届出って**正直面倒**、 電子届出は**操作が難しい**、 と思っているあなたに・・・



PRTR排出量等の届出って、必要なのはわかるけど、**毎年、同じ会社情報を記入した届出書を作るのは面倒ね・・・。**

ワンクリックで届出できる、電子届出があるのは知っているけれど、**操作が複雑なんじゃないかなあ。**



## PRTR排出量等届出とは・・・

- ・事業所ごとに、4月から1年間の化学物質の環境への排出・移動量を把握。
- ・翌年度の届出期間（4 - 6月）に、自治体経由で国へ提出が必要。



是非、知っていただきたい情報を、詰め込みました！！

# 電子届出を開始するのは面倒なのでは？？？

事業者

書面による  
使用届出

申請用紙※は

(PDF版)<https://www.nite.go.jp/data/000008923.pdf>

(Word版)<https://www.nite.go.jp/data/000008921.doc>

からダウンロードできます！

※申請用紙 = 使用届出 = 電子情報処理組織使用届出書

使用届出

登録情報(IDなど)

都道府県等



使用届出を都道府県に提出することで、登録できる！

(提出方法は自治体にもよりますが、郵送などで行えるため直接行かなくても問題ありません！)

その後・・・



事業者

都道府県



詳細については後半のシステム  
改修ポイントにて説明します。

※クライアント証明書の登録が今年度からなくなりました。

・・・インストール済みの証明書について 特に何の操作をしてい  
ただかなくても、問題無く届出いただけます。

思ったより簡単だ！





# 電子届出のメリット(届出書作成時点)

届出書作成時は、『届出者の情報』、『事業所の情報』、  
(昨年度も届出している場合)『別紙の情報』が入っているので**作成がとても簡単!**

<届出者>		
(ふりがな) 住所	郵便番号	〒 151 - 0066 (半角数字) 【必須】 <input type="text"/> 住所検索 ※郵便番号は半角数字。その地区で通常用いられるものに限ります。 (大口事業者の個別郵便番号は使用できません。)
	(ふりがな)	とくきょうと (全角かな) 【必須】
	都道府県名	東京都 ▼ 【必須】
	(ふりがな)	しぶやく (全角かな) 【必須】
	市区町村名	渋谷区 ▼ 【必須】
	(ふりがな)	にしはら2ちょうめ (全角かな) 【必須】
	町域名以下	西原2丁目 (全角) 【必須】
	(ふりがな)	どくりつぎょうせいほうじんせいひんひょうかぎじゅ (全角かな) 【必須】
	氏名 (法人にあっては名称)	独立行政法人製品評価技術基盤機構 (全角) 【必須】
	(ふりがな)	りじちょう (全角かな) 【必須】
氏名 (法人にあっては代表者の役職)	理事長 (全角) 【必須】	
(ふりがな)	はせがわ ふみひこ (全角かな) 【必須】	
氏名 (法人にあっては代表者の氏名)	長谷川 史彦 (全角) 【必須】	
<代理人>		
(ふりがな)	<input type="text"/>	(全角かな)
役職	<input type="text"/>	(全角) ※化学物質の管理責任者以上の役職に限ります(工場長等)。
(ふりがな)	<input type="text"/>	(全角かな)
氏名	<input type="text"/>	(全角)
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第5条第2項の規定により、第一種指定化学物質の排出量及び移動量について、次のとおり届け出ます。		
※本項目(「前回の届出における名称」は除く。)は把握対象年度の4/1時点の情報を入力してください。 ※変更があった場合は事前に「電子情報処理組織変更届出」が必要となります。		
<事業所の概要>		
(ふりがな)	せいほうじんせいひんひょうかぎじゅつきほんきこう (全角かな) 【必須】	
事業者の名称 (前年4/1時点)	独立行政法人製品評価技術基盤機構 (全角) 【必須】	

毎回同じ情報を入力しなくても大丈夫!!



## 例えば・・・ 電子届出のメリット(届出書作成時点)

過去の届出と比較し疑義があった場合、警告が表示される。

### 例えば・・・ (去年の値より約1000倍の数値を入力した場合)

問題なし 画面上で修正 一時保存

別紙番号：001 大気への排出 : 『9902：同物質の昨年度の排出量・移動量より大幅に増加しています。単位換算に間違いがないか念のためご確認ください。』

確認事項へのコメント  
(事業者)

担当者が単位を誤って登録した場合、ここで間違いに気づけるかも？

### 例えば・・・ (誤って取扱量を入力してしまった場合)

問題なし 画面上で修正 一時保存

別紙番号：001 大気への排出 : 『9901：化学工業における昨年度の排出量・移動量の最大値を超えています。入力間違いがないか念のためご確認ください。』

確認事項へのコメント  
(事業者)

確認を求められることで、誤りに気づけるチャンスが！



# 例えば・・・ 電子届出のメリット(届出書作成時点)

## 記入漏れがあった場合、警告が表示されます！

・ APL.E2215:廃棄物の事業所外への移動量を入力した場合は、廃棄物の処理方法又は廃棄物の種類を1個以上選択してください。

□ 当該事業所の外への移動 (イ以外)	10 (半角数字) 【必須】
	廃棄物の処理方法 (複数選択可)
	<input type="checkbox"/> 01 脱水・乾燥 <input type="checkbox"/> 04 中和 <input type="checkbox"/> 07 その他 <input type="checkbox"/> 02 焼却・溶融 <input type="checkbox"/> 05 破碎・圧縮 <input type="checkbox"/> 03 油水分離 <input type="checkbox"/> 06 最終処分
当該第一種指定化学物質を含む 廃棄物の処理方法又は種類	廃棄物の種類 (複数選択可)
	<input type="checkbox"/> 01 燃え殻 <input type="checkbox"/> 10 動植物性残さ <input type="checkbox"/> 02 汚泥 <input type="checkbox"/> 11 動物系固形不要物 <input type="checkbox"/> 03 廃油 <input type="checkbox"/> 12 ゴムくず <input type="checkbox"/> 04 廃酸 <input type="checkbox"/> 13 金属くず <input type="checkbox"/> 05 廃アルカリ <input type="checkbox"/> 14 ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず <input type="checkbox"/> 06 廃プラスチック類 <input type="checkbox"/> 15 鉱さい <input type="checkbox"/> 07 紙くず <input type="checkbox"/> 16 がれき類 <input type="checkbox"/> 08 木くず <input type="checkbox"/> 17 ばいじん <input type="checkbox"/> 09 繊維くず <input type="checkbox"/> 18 その他

**電子届出の場合、入力漏れ  
があると届出ができないため、  
記入漏れの心配がない！**

これがもし書面届出の場合・・・  
最悪の場合、もう一度別紙を作成し  
自治体に提出しないといけなくなる！？



# 例えば・・・電子届出のメリット(届出書作成時点)

## 自動的に有効数字を2桁に変換してくれます！！

号 番 号			
⊕ [REDACTED] 入力された値『6210』は『6200』に変換されます。 <input type="button" value="OK"/>			
<排出量>			
<input checked="" type="checkbox"/> イ 大気への排出	<input type="text" value="6210"/>	(半角数字) 【必須】	
<input type="checkbox"/> ロ 公共用水域への排出	<input type="text"/>	(半角数字) 【必須】	排出先の河川、湖沼、海域等の名称 <input type="text"/>

～排出量・移動量の届出書への記入に際して～

排出量及び移動量は有効数字2桁で記入してください。

排出量等の算出結果を2桁表示にする際は、以下の例を参考にしてください。

ダイオキシン類以外の場合		ダイオキシン類の場合	
算出結果 (生データ)	算出結果の 有効数字2桁表示	算出結果 (生データ)	算出結果の 有効数字2桁表示
0.0493	0.0	0.0493	0.049
0.0926	0.1	0.0926	0.093
0.302	0.3	0.302	0.30
4.75	4.8	4.75	4.8
9.98	10	9.98	10
12.2	12	12.2	12
1,875	1,900	1,875	1,900
2,141	2,100	2,141	2,100
9,869	9,900	9,869	9,900
9,987	10,000	9,987	10,000
10,234	10,000	10,234	10,000
10,766	11,000	10,766	11,000

※ダイオキシン類以外の第一種指定化学物質の排出量又は移動量が1kg未満の場合、  
小数第2位を四捨五入して得られた数値を記入してください。

【参考】届出の手引き42ページ  
排出量等の数値は有効数字2桁で  
記載する必要があります。

詳細については

『届出の手引き』

と検索すると上位に表示されますので、  
そちらからご確認いただくか、下のURL  
からご確認ください。

[https://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/law/prtr/pdf/tebiki/R2tebiki\\_download\\_all.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/pdf/tebiki/R2tebiki_download_all.pdf)

# よくある質問



今年度は取扱量が少なかったため、**届出は不要**。  
でも、届出しないのは不安だな…。どうしよう…。  
国(自治体)には届出不要の連絡したいけど。

## その悩み…

# 電子届出なら解決できます！

自治体（国）からの  
問合せも減ります！

『**お知らせ登録**』を行うことで、自治体（国）に、  
何故届出が不要なのかを連絡できます！！

<b>&lt;事業所情報&gt;</b>	
事業者名	A株式会社
事業所コード	J200411000204
事業所名	A 1 事業所
事業所所在地	〒338-0822 埼玉県さいたま市桜区中島△丁目△番△号
メモ切替の排出把握年度: 2010 ▼ メモ切替	
自治体へのお知らせ	お知らせ状態: 届出対象外理由: <input type="text"/> ※届出対象外の場合のみ選択してください。
	添付ファイル: 参照... ファイルが選択されていません。 自治体への連絡 一時保存
内部メモ (他ユーザは参照不可)	添付ファイル: 参照... ファイルが選択されていません。 メモ保存

お知らせ状態:  
届出対象外理由: 取扱量が規定量未満 ▼ ※届出対象外の場合のみ選択して  
添付ファイル: 参照... ファイルが選択されていません。  
自治体への連絡

他にも内部メモが残せるので、担当者が変わっても引継が簡単♪



# 照会があった場合の対応について

## 電子届出の場合・・・

-----Original Message-----  
From: info\_prtr@nite.go.jp <info\_prtr@nite.go.jp>  
Sent: [REDACTED]  
To: [REDACTED]  
Subject: [3607408]PRTR 届出システムからのお知らせ（排出量等届出－照会）

令和2年9月3日

[REDACTED] 株式会社  
[REDACTED] 様

[REDACTED] 市から以下の化管法第5条第2項に係る届出について照会があります。  
システムにログインして照会内容をご確認の上、システム上で処理を行ってください。

整理番号：E [REDACTED]  
事業所名： [REDACTED]

届出書（整理番号： [REDACTED]）

2022年05月09日 11:07 静岡県 → [REDACTED] 株式会社 照会

対象	項目名	項目内容	照会内容
全体	全体		事業所の概要欄は2022年4月1日時点の情報となります。 事業所の所在地が前年度と異なります。 前年度：西原○丁目○番地 今年度：森ヶ岡△丁目△番地 移転、または住所表記の変更があったのでしょうか。
別紙全体	別紙全体		○○については、沸点が××℃の高沸点物で、蒸気圧ほとんどなく、通常では蒸発することはほとんどない物質です。 また、非常に反応性が高いためスクラバーなどの処理装置で容易に除去され、あるいは空気中の湿気なども容易に反応し、届出対象外の別物質に変化します。 大気排出量について誤りがないか再度ご確認くださいませでしょうか。

添付ファイル：

デフォルトでメール設定されているので、自治体から照会があれば**すぐに**通知が届き、照会内容もシステムから**すぐに**確認ができ、**すぐに**回答ができる。

## 一方、書面届出の場合・・・



○×反応が考えられるから廃棄物は  
△□！？  
専門家でないのでわからない！！

専門的な照会を電話で説明されるので、回答するのが難しいケースもある。

# 電子届出ご利用時に、便利な発信情報やツールのご紹介 ～No.1 Youtube操作説明動画3部作～

https://www.nite.go.jp/chem/prtr/itdtp.html

『PRTR 電子 初めて』  
と検索すると当該ページが上位に表示されます。

HOME > 化学物質管理 > 化管法関連情報 > PRTR制度(届出関連) > PRTR制度


## PRTR制度 電子届出が初めての方へ

電子届出を始めるために必要な手続、届出方法についてのページです。  
PRTR届出システムへのログインページは[こちら](#)

PRTR届出システムで電子届出を提出する際の操作方法を[動画](#)にて公開しております。

### メニュー

- 1. インターネットに接続可能なパソコンを用意
- 2. 事前届出書の提出
- 3. ユーザID・初期パスワードの受領
- 4. PRTR届出システムへのログインと届出書の作成、届出(届出)
- 5. PRTR届出システム操作マニュアル
- 6. 操作デモ
- 7. よくある質問(Q&A)
- 8. PRTR電子届出の操作方法(YouTube)




1 インターネットに接続可能なパソコンを用意

### 化管法関連情報

- 化管法 法律条文、関連資料
- PRTR制度(届出関連)
  - PRTR制度(届出関連) (改正前)
  - PRTR制度 届出対象事業者の判定
  - PRTR制度 PRTR対象物質
  - PRTR制度 排出量算出方法
  - PRTR制度 化管法に基づく届出に関する情報**
  - PRTR制度に関するその他の情報
- PRTR制度(データの参照と活用)
- SDS制度

### 分野サイトマップ

### 注目コンテンツ

 化学物質管理センターの  
取組・成果(ニュースリリース等)



# 電子届出ご利用時に、便利な発信情報やツールのご紹介

## ～No.1 Youtube操作説明動画3部作～

### PRTR電子届出の手続きから申請までの流れについて（入門編）

#### <<初めての方向け>>

電子届出のシステムを利用するための申請書はどこからダウンロードできるのかを検索サイトのところから実際に操作しご説明。また、初めてログインをしてから届出をするまでの流れも実際に操作をしてご紹介。

### PRTR電子届出の手続きから申請までの流れについて（実践編）

#### <<利用されたことがある方向け>>

利用申請をしたときの情報から変更があった（例えば代表者、担当者が変わった等）場合の、手続き等や、燃料小売業の届出方法などご紹介

### PRTR電子届出の手続きから申請までの流れについて（解決編）

#### <<警告メッセージの対応方法がわからない方向け>>

PRTR届出システム利用中に、時々警告メッセージが表示された場合の対応方法等について事例形式でご紹介（FAQからよくあるご質問を抜粋し作成）

#### <<電子届出が初めての方へ>>

<https://www.nite.go.jp/chem/prtr/itdtp.html>

#### <<PRTR電子届出の操作方法(説明動画プレイリスト)>>

<https://www.youtube.com/playlist?list=PLWxWKUOj3xAKkv8NXDjxRL7yIl0IG5jZS>



# 実際の画面

https://www.youtube.com/playlist?list=PLWxWKUOj3xAKkv8NXDjxRL7yII0IG5jZS

検索

nite PRTR 電子届出の操作方法 (入門編) (独)製品評価技術基盤機構(NITE) すべて再生

PRTR電子届出の操作方法

3本の動画・1,229回視聴・本日更新

PRTR電子届出の操作方法を説明した動画になります。

【PRTR届出システムチャットボット】  
PRTR届出システム（電子届出）の操作に関するよくある質問にチャットでお答えします。ご活用下さい。  
<https://nite-chem-c.ai-q.biz/o-1Y2u7p...>  
※こちらをクリックすると、チャット画面が開きます。電話でのお問合せ時間外でもご利用になれます。

1 PRTR電子届出の操作方法（入門編） NITE official 15:43

2 PRTR電子届出の操作方法（実践編） NITE official 25:45

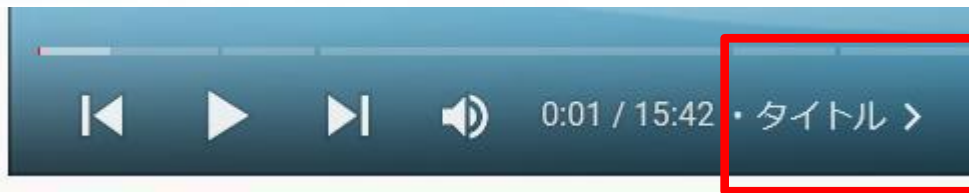
3 PRTR電子届出の操作方法（解決編） NITE official 25:30

3種類あります！  
(詳細は前のスライドへ)

## PRTR電子届出の操作方法（再生リスト）

<https://www.youtube.com/playlist?list=PLWxWKUOj3xAKkv8NXDjxRL7yII0IG5jZS>

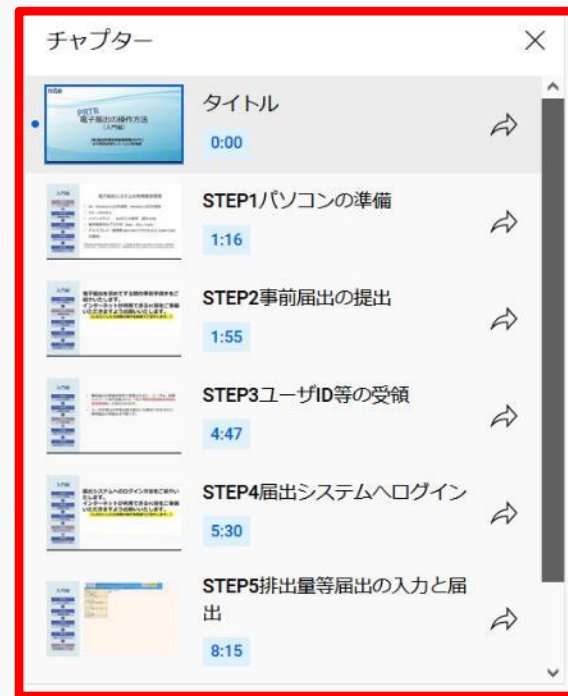
# <<参考：YouTubeのチャプター（章区切り）機能について>>



再生ボタン右側のチャプタータイトルをクリックすると……



右側にチャプターが表示されます。



## <<参考：動画の内容について>>

### ～入門編～

[https://www.youtube.com/watch?v=mWA32a\\_TXDY&list=PLWxWКУOj3xAKkv8NXDjxRL7yI0IG5jZS&index=1](https://www.youtube.com/watch?v=mWA32a_TXDY&list=PLWxWКУOj3xAKkv8NXDjxRL7yI0IG5jZS&index=1)

- 1:16-1:54:STEP1パソコンの準備
- 1:55-4:46:STEP2事前届出の提出
- 4:47-5:29:STEP3ユーザID等の受領
- 5:30-8:14:STEP4届出システムへログイン
- 8:15-14:59:STEP5排出量等届出の入力と届出

### ～実践編～

<https://www.youtube.com/watch?v=Hduh-GjLWwY&list=PLWxWКУOj3xAKkv8NXDjxRL7yI0IG5jZS&index=2>

- 0:50-08:15:過去に届出をしている場合の届出の流れ
- 8:16-10:50:XML形式のファイルを読み込んで届出する場合
- 10:51-17:11:会社名や担当者など登録情報を変更する場合
- 17:12-(残り):登録済みの事業所情報を変更・削除する場合

### ～解決編～

<https://www.youtube.com/watch?v=UyNXXjGg2Ys&list=PLWxWКУOj3xAKkv8NXDjxRL7yI0IG5jZS&index=3>

- 0:47-2:41 : ユーザID・パスワードが分からない (一致しない)
- 2:42-3:56 : ログイン時にロックがかかってしまったとき
- 3:57-8:37:本紙の入力中にメッセージが表示されたとき
- 8:38-11:10:別紙の入力ができないとき
- 11:11-14:55:間違えて届出してしまったとき (内容を変更したい)
- 14:56-20:47:照会が届いた場合の回答手順
- 20:48-23:24:変更した登録情報が反映されていないとき
- 23:25-25:29:登録している事業所が届出対象外になったとき



# 電子届出ご利用時に、便利な発信情報やツールのご紹介

## ～No. 2 PRTR届出システムチャットボット(※)～



※チャットボット・・・会話シミュレーションプログラムで、対話 (chat) とロボット (bot) を掛け合わせた言葉。

# 電子届出ご利用時に、便利な発信情報やツールのご紹介 ～No.2 PRTR届出システムチャットボット～

## Q PRTR届出システムチャットボット



こんにちは。質問を入力してください。



操作方法



操作方法についてですね。  
操作方法は、(1)操作マニュアル または (2)操作説明動画からご確認ください。  
また、よくある質問についてもQ&A形式でまとめておりますのでご確認ください。

解決しましたか？

はい  いいえ

操作方法を確認したい場合、どこを見たらいいかすぐわかります！是非ご活用ください。

# 届出に関してよくある間違いについて

事業所の名称が提出日時点になっている。(特に書面届出が多い)

様式第1 (第5条関係) 第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出書 令和4年4月1日  
経済産業大臣(神奈川県知事) 殿

届出者	〒100-0013 とうきょうとちよたくがすみがせき 東京都千代田区霞が関1-2-2
住所	がすみがせきがふしせがいしや 霞ヶ関株式会社
氏名	ひのふじとよしとしやくしやちやう かしやう) とら) 代表取締役社長 環境 太郎 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)

← 提出日時点の情報を記載する。

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第5条第2項の規定により、第一種指定化学物質の排出量及び移動量について、次のとおり届け出ます。

事業所	がすみがせきがふしせがいしや
事業者の名称	霞ヶ関株式会社
事業所の名称	ふじさわだいいちごころじやう 藤沢第一工場
事業所の所在地	〒251-0000 神奈川県藤沢市 がながわけふふじさわしあさひちやう 朝日町×-×

把握年度4月1日時点の情報を記載する。  
(令和5年の届出なら令和4年4月1日時点)

事業所において常時使用される従業員の数 10 人

電子届出の場合……

システムからできます！

使用届出情報※の変更手続きを適切に行っていれば、自動的に正しい情報が反映される。

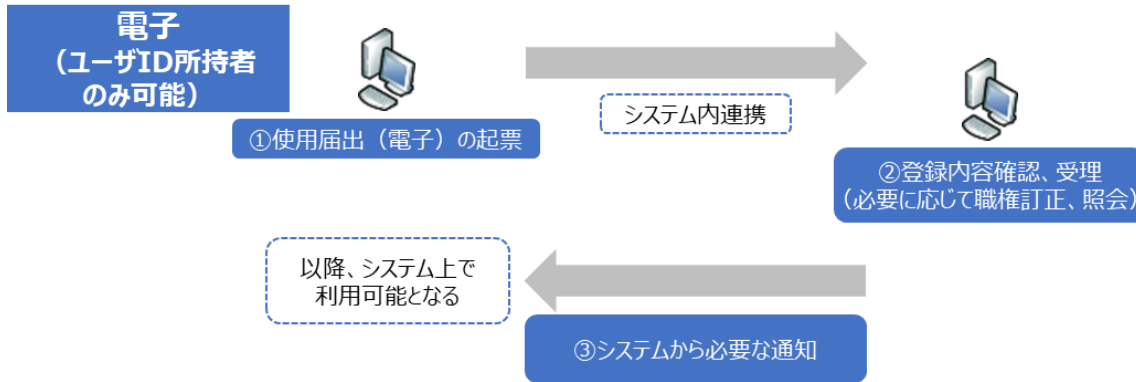
※使用届出情報とはユーザIDに登録されている届出者の情報や担当者などの情報のこと



約2か月後!

# PRTR届出システムが2023年4月リニューアルします

その1：既にユーザIDを所有している場合、届出先追加の申請が（届出システム内の手続き）で完結します！



**既にユーザIDを所持している事業者**が、別の届出先（都道府県または委任市）を追加する場合は、**全て（電子による使用届出提出～受理～ID発行通知まで）システムからできるようになります。**

<画面のイメージ>

表示色説明					
照会あり					
保留					
受付番号について					
届出種別(1文字目)	使用届出:U 使用届出変更届出:C 使用届出:D				
みなし届出(9文字目)	市区町村合併に伴う住所表記変更:M ※みなし届出は平成22年度までの対応				
<b>&lt;登録情報：届出情報&gt;</b>					
届出先	<input type="text" value="北海道知事"/>				
提出日	月 30 日 日				
<b>使用届出が未提出である自治体へ事業所を追加する場合は <a href="#">こちら</a></b>					
全選択	選択解除				
登録情報の変更 戻る					
届出先	変更日	受付番号	届出先	届出種別	処理状況

約2か月後！

# PRTR届出システムが2023年4月リニューアルします

## その2：ユーザ自らアカウントロック解除等ができるようになります

**誤ってブラウザバックをした場合**でも、現行では15分のセッション切断を待つか、システムサポートに連絡するしかありませんでしたが、来年度からご自身でセッションを解除（＝現行のように**15分間待たず、すぐに使用**）できるようになります。

また、セッション時間が15分から2時間に延長され、入力データの消失の機会が減ります。

※パスワードを忘れた場合の初期化もユーザ側で行うことができます。

＜画面のイメージ＞

The screenshot shows the PRTR submission system login page. At the top, the PRTR logo and '届出システム' (Submission System) are visible. Below the logo are input fields for 'ユーザID' (User ID) and 'パスワード' (Password), both of which are redacted with black boxes. There are '実行' (Execute) and 'キャンセル' (Cancel) buttons. A green box in the top right corner says 'AIチャットボット' (AI Chatbot) and 'PRTR届出システムに関するご質問に回答します。' (We will answer your questions about the PRTR submission system). A white dialog box in the center-right says '現在ログイン中のユーザです。前のセッションが切断され、入力途中のデータは消去されますがよろしいですか？' (You are currently logged in. The previous session will be terminated, and input data will be deleted. Is it okay?). A blue box in the bottom left corner says 'PRTRパスワードをユーザ自身で初期化できる。' (PRTR password can be reset by the user themselves.) and lists instructions for password reset. A red arrow points from the blue box to the 'パスワード' field. At the bottom right, the text 'ユーザ自身でセッションを切れる。' (User can terminate session themselves.) is displayed. The Adobe Reader logo is visible at the bottom center.

約2か月後!

# PRTR届出システムが2023年4月リニューアルします

そのほか...

- 👉 クライアント証明が不要になりました。※2022年度から2022年度から、クライアント証明を登録しなくても届出システムを利用できるようになりました。
- 👉 様式の改正への対応 (管理番号、法人番号、メールアドレスの追加など) 2023年度までに電子届出を実施すると2024年度届出の際に前年度届出した事項が自動で反映されます。※一部統合・分離があった物質は除く
- 👉 燃料小売算出が届出システムに実装されます

<画面のイメージ>

第一種指定化学物質の名称並びに排出量及び移動量

別紙追加 燃料小売業者向けの排出量算出

別紙番号: 001 管理番号: 080 キシレン 変更 別紙削除

ページの先頭へ ページの最後へ 前の別紙へ 次の別紙へ

別紙番号	001
------	-----

<第一種指定化学物質の名称並びに管理番号>

第一種指定化学物質の名称	キシレン		
第一種指定化学物質の管理番号	080	単位	kg

ココをクリック

入力

油種	受入時 ※単位はキロリットルです		給油時 ※単位はキロリットルです	
	受入量 (kl/年度)	ペーパー回収設備	給油量 (kl/年度)	ペーパー回収設備
プレミアムガソリン	<input type="text"/> kl/年度	<input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	<input type="text"/> kl/年度	<input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無
レギュラーガソリン	<input type="text"/> kl/年度	<input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	<input type="text"/> kl/年度	<input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無
灯油	<input type="text"/> kl/年度	<input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	<input type="text"/> kl/年度	<input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無

排出量を算出する 入力情報をクリア キャンセル

ココをクリック

<算出結果>

第一種指定化学物質	排出量 (kg)			合計排出量 ※ (①紙[(イ)次]への排出)欄ご記入する総値)	届出の 要・不要	合計取扱量 (t/年度)
	プレミアムガソリン	レギュラーガソリン	灯油			
053 エチルベンゼン	0.03251	0	0	0.03251	別紙不要	0.42
080 キシレン	0.1134	0.0123	0.000055	0.125755		3.1938
296 1,2,4-トリメチルベンゼン	0.04579	0.0029985	0.0000275	0.048816		3.11896
297 1,3,5-トリメチルベンゼン	0.01065	0	0	0.01065	別紙不要	0.504
300 トルエン						12.59088
392 ノルマルヘ						1.36488
400 ベンゼン						0.41904

別紙作成を押下すると別紙情報に反映

算出結果から別紙を作成する キャンセル

約2か月後!

# PRTR届出システムが2023年4月リニューアルします

別紙の数値をすべて0.0と入力するボタンができました。

<画面のイメージ>

<第一種指定化学物質の名称並びに政令番号>

第一種指定化学物質の名称	001:亜鉛の水溶性化合物	ボタンを押下するとすべて0.0が入力されます。	単位	<input checked="" type="radio"/> kg <input type="radio"/> mg-TEQ
第一種指定化学物質の号番号	001			

排出量・移動量に「0.0」を設定 \* 排出量・移動量の未入力欄に「0.0」が設定されます。  
(※既に入力済みの項目は変更されません。)

届出ボタンの押し忘れを防ぐ機能を実装しました。

届出したタイミングでシステムから登録しているメールアドレスに通知がきます。

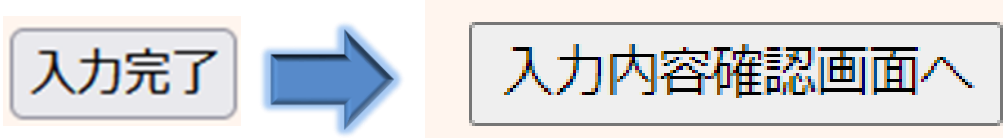
また、一時保存をした場合、届出が完了するまでトップ画面に要処理件数としてカウントされます。

メニュー	【NITEからのお知らせ】		
1.排出量等届出管理	再表示		
1-1.排出量等届出			
1-2.ファイル・帳票出力			
2.使用届出管理			
2-1.登録情報変更(担当者、事業者情報等の変更)			
2-2.ユーザの削除(廃止届出)			

	排出把握年度	要処理件数	未処理照会件数
排出量等届出	2023	1	
使用届出		1	1

要処理件数には未処理照会件数と最新把握年度の入力途中(照会の回答入力途中を除く)の件数を足した件数を表示しています。未処理照会件数は要処理件数の内数。

また、“入力完了”を押下したら届出が完了したと勘違いされる事業者が多かったため、ボタンの名前を“入力内容確認画面へ”に変更しました。



※注意※

こちらの画面はすべてイメージです。実際の改修後の画面とは少し異なる可能性があります。



これからも、より使い易い届出システムの運用や、  
そのための情報発信を続けていく予定です。

2023年4月リニューアルにより更に使い易くなる  
**電子届出を、是非ご利用下さい。**

<<お問合せ先>>

ナイト  
(独)製品評価技術基盤機構 (NITE) 化学物質管理センターリスク管理課

電子届出や届出作成支援  
システムについて  
**PRTRシステムサポート**  
TEL : 03-5465-1683  
E-mail : info\_prtr@nite.go.jp

電子届出が初めての方へ  
**PRTR 電子化支援窓口**  
TEL : 03-5465-1683  
E-mail : prtr\_td@nite.go.jp

物質や算出方法等について  
**PRTR サポートセンター**  
TEL : 03-5465-1681  
E-mail : support\_prtr@nite.go.jp

令和3年度に改正された化管法政省令に関連した**問合せのポイント**をまとめた、  
**改正後化管法説明動画(YouTube)**も、12月から公開中です。ご活用下さい。

<https://www.youtube.com/watch?v=rjJefQwgm9M>